

平成 17 年 6 月 28 日

中間整理案に対する意見

野村証券株式会社

田中 浩

II. 規制内容

- 不招請勧誘の範囲の拡大について
 - ・昨年、当部会で外国為替証拠金取引について不招請勧誘規制を導入することを審議した際、イギリスの考え方（顧客との信頼関係がある場合は、不招請勧誘の対象外となる考え方）に沿って導入することとされた。このときの議論としては、不招請勧誘規制の対象となる取引は限定的であり、これを一般化するのは別問題であることが確認されている。
 - ・「貯蓄から投資へ」資金が流れていない理由の一つとして、投資知識・情報が国民に浸透していないことが挙げられる（※）。それゆえ、投資者に対する情報提供を積極的にすすめていかななくてはならないが、不招請勧誘規制が新法においていかなる形であれ、導入されることになれば、投資者は十分な情報提供を受ける機会が失われてしまう。
 - ・投資者保護は重要であり、これ無くしては「貯蓄から投資へ」資金シフトを促すことができないことは言うまでもない。しかしながら、投資者保護と同様に投資者に対する情報提供の促進も重要であることを強調したい。
- ※ 内閣府が平成 14 年 5 月に行った「証券投資に関する世論調査」では、現在の証券投資の有無について「現在行っている」と答えた者の割合は 9.8%にすぎない。今後の証券投資の意向について、「株式投資を行うつもりはない」とする者にそのように考える理由を聞いたところ、「株式投資に関する知識を持っていないから」を挙げた者の割合が 33.3%で最も高かった。また、「投資信託への投資を行うつもりはない」とする者にそのように考える理由を聞いたところ、「投資信託の仕組み等、投資信託に関する知識を持っていないから」を挙げた者の割合が 31.3%で上位にランクされている（なお、内閣府の調査結果の抜粋をご参考として 2、3 枚目に添付）。

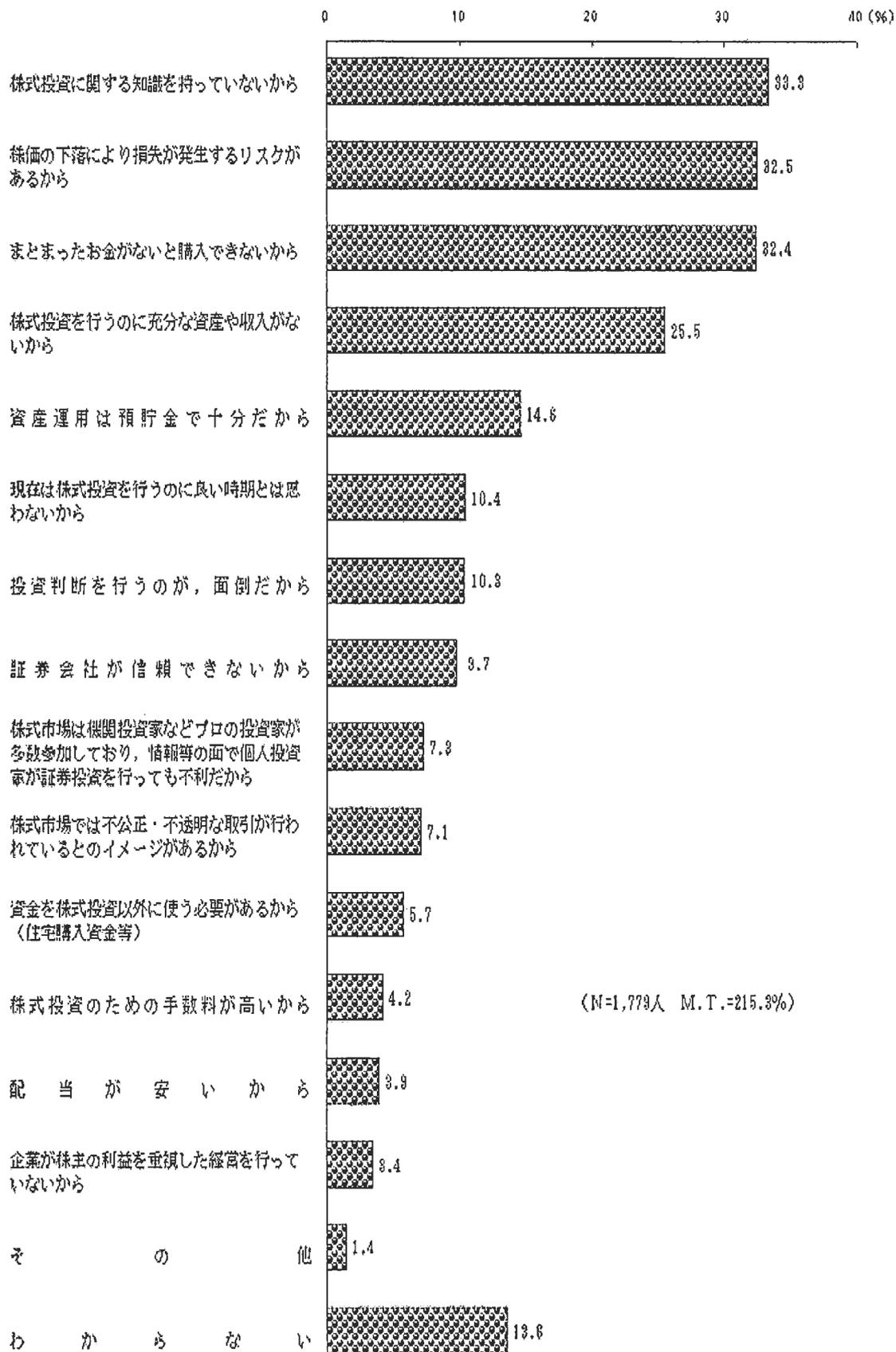
III. 集団投資スキーム（ファンド）

- 商品ファンド法、不動産特定共同事業法の今後のあり方
 - ・投資者の側から見て同じような商品については、同じ規制に服させ、取扱いに差異を認めるべきではない。商品ファンドや不動産特定共同事業についても、所管官庁の枠を超えて、投資者の視点に立った横断的な規制の下におくべきである。

以上

図5 株式投資を行うつもりはないと考える理由

(株式で「どちらか」というと行うつもりはない、「行うつもりはない」と答えた者に、複数回答)



(N=1,779人 M.T.=215.3%)

図8 投資信託への投資を行うつもりはないと考える理由

(投資信託で「どちらかというに行うつもりはない」、「行うつもりはない」と答えた者に、複数回答)

